

**令和7年度以後の私立学校振興助成法に
基づく監査及び書類の提出等について
（教私第1790号通知 概要資料）**

**令和7年9月
大阪府教育庁私学課**

<1> はじめに	1ページ～
<2> 助成法監査（監査報告）について	5ページ～
<3> 私学法監査（会計監査報告）について	9ページ～
<4> 助成法監査及び私学法監査の流れ等	12ページ～
<5> その他事項	16ページ

<1>はじめに

本通知発出の背景

- 公認会計士又は監査法人(以下「公認会計士等」という。)による学校法人会計に関する監査の実施に関する留意事項(必要となる手順や添付書類の方法等(以下「監査事項」という。))について、大阪府では従前から、所轄する学校法人に対して通知(監査事項に関する通知。以下「監査事項指定通知」という。)を発出し、適正な学校法人運営を求めていたところです。
- 令和7年4月に私学法(私立学校法)及び助成法(私立学校振興助成法)の一部が改正されたこと、また、新たに助成法施行規則(私立学校振興助成法施行規則)が制定されたことに伴い、新たに私学法に基づく監査(会計監査人による監査)の実施など、従前に発出していた監査事項指定通知では対応できない状況となりました。
- 以上の経緯を踏まえ、従前の監査事項指定通知を廃止するとともに、改正法令の内容に沿った新たな監査事項指定通知(教私1790号)を発出します。

<新たな監査事項指定通知の発出に伴い廃止する通知(従前の監査事項指定通知)>

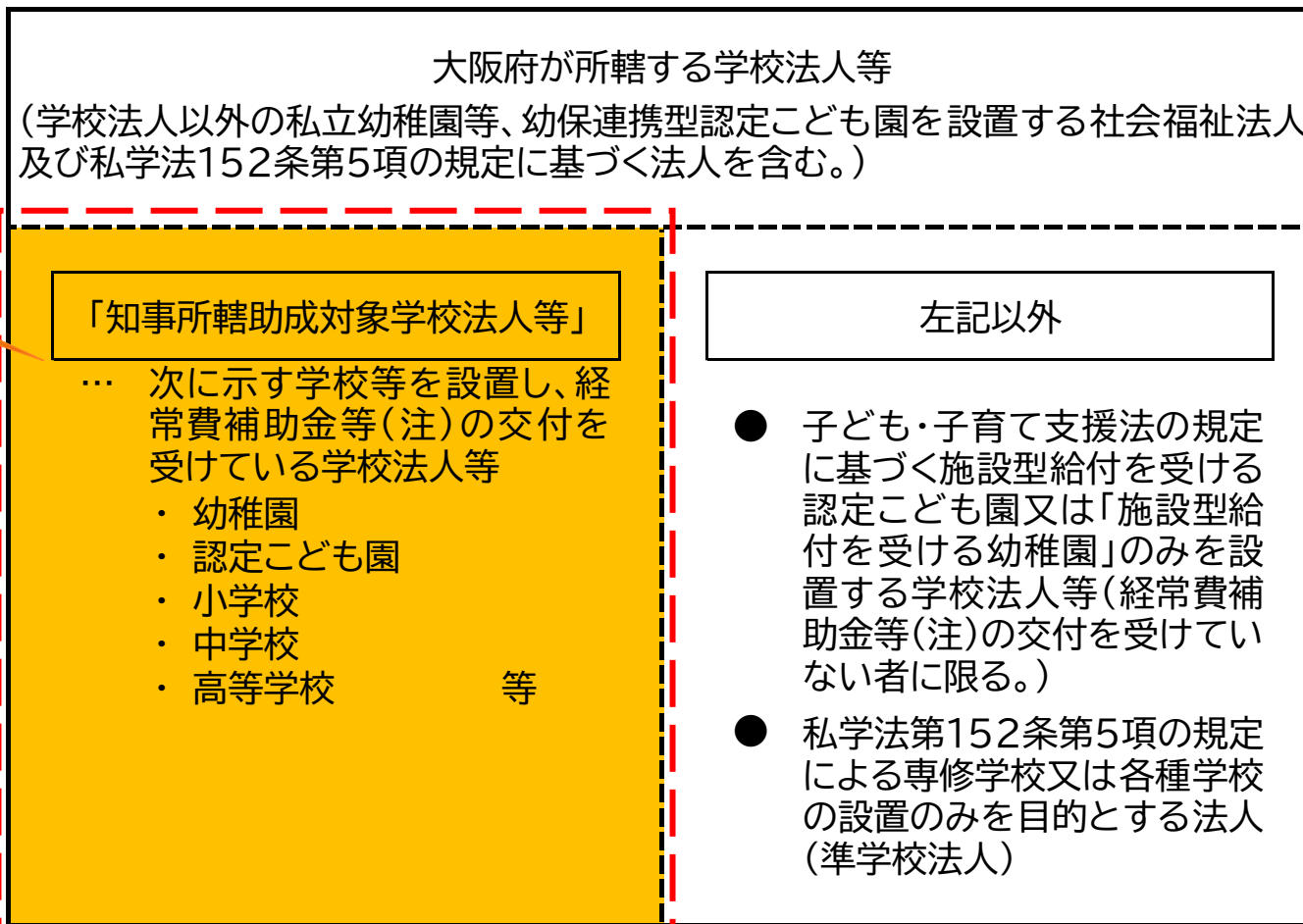
- ✓ 平成28年6月3日付け教私第1375号「平成27年度以後の監査事項の指定等について(通知)」
- ✓ 令和4年6月2日付け教私第1512号「平成27年度以後の監査事項の指定等について(通知)」の一部改正について(通知)」

<1>はじめに

本通知の対象となる学校法人

- 従前から、「助成法に基づく経常費補助金等の交付を受けている学校法人が公認会計士等による監査が実施されること」について変更はありませんが、会計監査人を置く学校法人については、「会計監査人による私学法監査を実施すること」が追加されています。

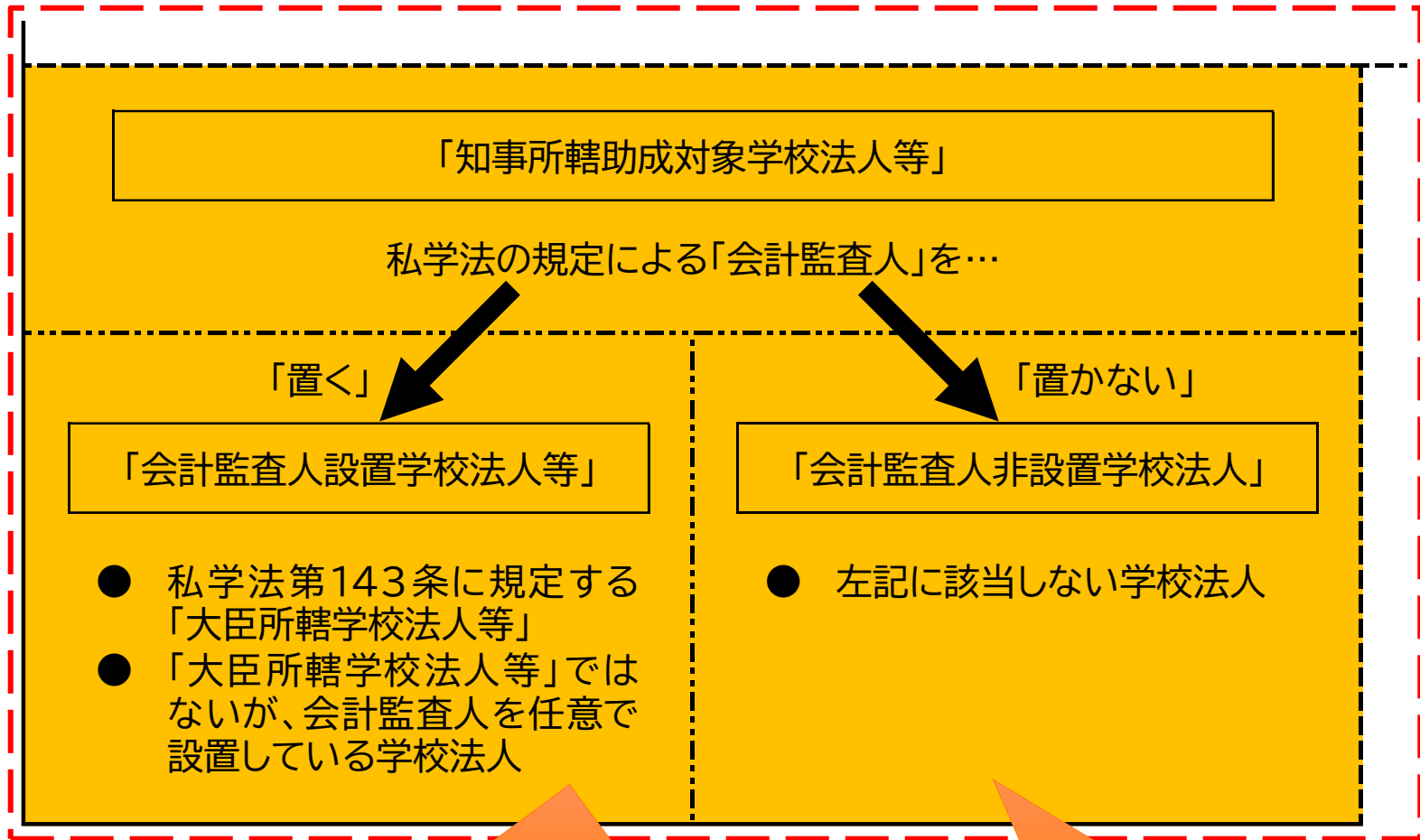
本通知の
対象



(拡大図は次ページへ)

(注) 助成法第4条第1項又は第9条に規定する補助金をいいます。

(前ページから)



従前から制度化されている助成法監査(監査報告)と、今回新たに制度化された私学法監査(会計監査報告)の、両方が必要

助成法監査(監査報告)のみ必要(従前から変更なし)

新たな監査事項指定通知(別紙^(※))の構成

主な項目	主な内容
会計監査報告及び監査報告の実施等について	<ul style="list-style-type: none">私学法の規定による「会計監査報告」の実施有無並びに会計監査報告及び助成法の規定による「監査報告」の順序等に関する事項<ul style="list-style-type: none">✓ なお、「会計監査報告」及び「監査報告」の実施にあたり、「別添資料」において流れを明示(別添資料1)。
大阪府知事(大阪府教育長)に提出する書類について	<ul style="list-style-type: none">助成法の規定による大阪府教育長(所轄庁)への提出書類の内容、提出期日及び提出方法等(書類の順序及び形式)に関する事項内訳表(事業活動収支内訳表等)の作成及び提出に関する事項人件費支出内訳表の監査に関する事項
公認会計士等による監査対象について	<ul style="list-style-type: none">公認会計士等による、知事所轄助成対象学校法人における監査対象に関する事項大阪府知事(大阪府教育長)に対する書類提出時における、助成法の規定による監査報告の添付免除に関する事項
その他事項	<ul style="list-style-type: none">監査報告を担う公認会計士等に対する、公認会計士法の規定による業務制限に関する事項旧の監査事項指定通知の廃止に関する事項参考資料に関する事項<ul style="list-style-type: none">✓ 「会計監査報告」及び「監査報告」の流れ(再掲)✓ 新公告(新助成法等の規定による監査事項の指定に関する公告)✓ 学校法人における公認会計士等(会計監査人)の対象(国告示等)✓ 大阪府知事(大阪府教育長)に対する監査報告の添付免除許可申請書様式

(※) 本通知の(別紙)として添付している、「令和7年度以後の私立学校振興助成法及び私立学校振興助成法施行規則に基づく監査事項の指定並びに大阪府知事への書類の提出に関する留意事項」をいいます。

<2> 助成法監査（監査報告）について

はじめに

- 助成法監査(監査報告)については、従前どおり全ての「知事所轄助成対象学校法人」が実施対象とされていますが、今般の通知において、改めて提出書類や期日等を明示しています。

私学課への提出書類の内容《通知(別紙)P.4》

- 助成法及び助成法施行規則の規定並びにこれらの法令に基づく大阪府教育長公告(新公告)の内容に基づき、私学課への提出書類を下表のとおりとしています。

根拠法令	書類の内容等
助成法 第14条 第4項	<ul style="list-style-type: none">計算関係書類(貸借対照表、収支計算書(事業活動収支計算書等)及び附属明細書(固定資産明細書等)計算関係書類の作成対象会計年度の翌会計年度の収支予算書監査報告(書)
助成法 第14条 第4項 及び 助成法 施行規則 第2条	<ul style="list-style-type: none">事業活動収支内訳表資金収支内訳表人件費支出内訳表「人件費支出内訳表が第五条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士又は監査法人の監査報告その他の所轄庁が定める書類」 ⇒ 新公告により、「人件費支出内訳表がその記載方法等について規定する助成法施行規則第5条の内容に基づき作成されているかどうかに関する公認会計士等の監査報告」としています。

私学課への提出(届出)期日《通知(別紙)P.4》

- 毎会計年度終了後3月以内に提出すること。(従前は、6月30日まで)
- 収支予算書に係る収支予算を変更したときは、変更後の収支予算書を速やかに提出すること。

<2> 助成法監査（監査報告）について

提出方法等《通知（別紙）P.4～5》

- 書類の順序等に関し、次のとおり記載しています。

計算関係書類の順序《通知（別紙）P.4～5》

順序	書類		
0	監査報告(書)の「原本」(署名のあるもの)		
1	貸借対照表	計算書	計算書類
2	事業活動収支計算書		
3	資金収支計算書		
4	活動区分資金収支計算書(会計監査人非設置学校法人の場合は、省略可)		
5	注記事項		
6	固定資産明細書	附属明細書	附属明細書
7	借入金明細書		
8	基本金明細書 (注) 会計監査人非設置学校法人(高等学校を設置するものを除く。)の場合は省略可であるが、「第1号基本金、第2号基本金、第3号基本金及び第4号基本金に未組入額がある場合」又は「第2号基本金及び第3号基本金の組入れに係る計画集計表を作成しなければならない場合」に該当するときは、作成を省略しないこと。		
9	収益事業の貸借対照表及び損益計算書 (注) 本書類は、収益事業に関する会計(収益事業会計)に関する、計算書類及びその附属明細書に代わるものとして作成しなければならないものであるが、私学法の規定による収益事業の実施について、寄附行為の認可を受けているものに限ること。		

<2> 助成法監査（監査報告）について

内訳の順序《通知(別紙)P.5》

順序	書類
1	事業活動収支内訳表
2	資金収支内訳表
3	人件費支出内訳表

提出書類に関するその他事項《通知(別紙)P.5》

- 別途、「財産目録」の提出を求める場合があります。この場合、計算書類と別に綴ることとしています。
- 紙媒体で提出することとしています。
- 計算書類の用紙は「A4サイズ」であることとしていますが、事業活動収支内訳表、資金収支内訳表及び人件費支出内訳表で部門別の区分が多い場合にはこの限りではありません。
- 収支予算書は計算書類と別に綴り、届け出ることとしています。

内訳表の作成及び提出《通知(別紙)P.5》

- 内訳表の作成については、次に示す文書に基づき作成することとしており、従前の取扱いから大幅な変更はありません。
 - ✓ 「資金収支内訳表について」(昭和47年4月26日付け文管振第93号文部省管理局長通知)
 - ✓ 「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について」(昭和55年11月4日付け文管企第250号文部省管理局長通知)
 - ✓ 「学校法人会計基準の処理標準」(令和7年3月大阪府教育庁私学課)
- 大阪府知事(大阪府教育長)に提出する内訳表は、「学校法人内部の規程等に基づき、正規の手続を経て作成されたものでなければならない。」としています。

<2> 助成法監査（監査報告）について

人件費支出内訳表の監査《通知（別紙）P.6（一部、P.8～9の内容にも関連）》

- 助成法監査の対象となる計算書類等は、次に示す手続き等を経なければならないものとしています。
 - ✓ 公認会計士等による監査を受けたものであること。
 - ✓ 「学校法人内部の正規の手続」（理事会の承認に限らず、例えば、寄附行為又は内部規程に基づく理事長や財務を担当する理事等の適切な権限者の決裁や適切な会議体の決議による承認といった、学校法人において適切に定めること）を経て作成されたものであること。

監査報告（書）の作成等の添付を免除できる場合《通知（別紙）P.6、7及び20》

- 公認会計士等は、次に示す事項についての監査報告（書）を作成する必要があります。
 - ✓ 学校法人会計基準（令和7年4月1日改正）の定めるところに従って会計処理が行われているかどうか。
 - ✓ 人件費支出内訳表がその記載方法等について規定する助成法施行規則第5条の内容及び基づき作成されているかどうか。
- ただし、助成法第9条に規定する補助金（※）の交付決定額が1学校法人当たり1,000万円に満たない場合、助成法監査の実施並びに監査報告（書）の作成及び添付を免除することができます。
 - ✓ 監査報告の添付を免除しようとするときは、通知（別紙）20ページに示す「監査報告の添付免除許可申請書」を大阪府知事（大阪府教育長）に提出し、許可を受けなければいけません。

（※）都道府県が、その区域内にある幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園を設置する学校法人を対象とした、当該学校（幼保連携型認定こども園を含む。）の教育に係る経常的経費にかかる補助金をいいます。

その他

- 助成法監査の進め方等については、本資料12～15ページを御覧ください。

<3> 私学法監査（会計監査報告）について

はじめに

- 会計監査人を置く学校法人(会計監査人設置学校法人等)については、今般の法令改正により新たに制度化された私学法監査(会計監査報告)を受けなければいけません。
- 本項目では、私学法監査の実施に関する事項を示しています。

私学課への提出書類の内容《通知(別紙)P.4》

- 会計監査人設置学校法人等については、**本資料5ページに示す提出書類のうち「監査報告(書)」の代わりに「会計監査報告(書)」を提出**することとされています。

根拠法令	書類の内容等
助成法 第14条 第4項	<ul style="list-style-type: none"> • 計算関係書類(貸借対照表、収支計算書(事業活動収支計算書等)及び附属明細書(固定資産明細書等) • 計算関係書類の作成対象会計年度の翌会計年度の収支予算書 • 監査報告(書) ⇒ 会計監査報告(書)
助成法 第14条 第4項 及び 助成法 施行規則 第2条	<ul style="list-style-type: none"> • 事業活動収支内訳表 • 資金収支内訳表 • 人件費支出内訳表 • 「人件費支出内訳表が第五条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士又は監査法人の監査報告その他の所轄庁が定める書類」 ⇒ 新公告により、「人件費支出内訳表がその記載方法等について規定する助成法施行規則第5条の内容に基づき作成されているかどうかに関する公認会計士等の監査報告」としています。

- ✓ 会計監査人(公認会計士等)は、私学法施行規則第34条の規定(会計監査報告の内容に関する条文)に基づき会計監査報告(書)を作成する必要があります。

<3> 私学法監査（会計監査報告）について

提出方法等（計算関係書類の順序）《通知（別紙）P.4～5》

- 会計監査人設置学校法人等について「監査報告（書）」の代わりに「会計監査報告（書）」を提出することとされていることに伴い、**本資料6ページに示す「提出方法等」（計算関係書類の順序）のうち「監査報告（書）」の原本（署名のあるもの）」を「会計監査報告（書）」の原本（署名のあるもの）」に読み替えてください。**

順序	書類		
0	監査報告（書）」の「原本」（署名のあるもの）」 ⇒ 会計監査報告（書）」の「原本」（署名のあるもの）」		
1	貸借対照表	計算書	計算書類
2	事業活動収支計算書		
3	資金収支計算書		
4	活動区分資金収支計算書（会計監査人非設置学校法人の場合は、省略可）		
5	注記事項		
6	固定資産明細書	附属明細書	附属明細書
7	借入金明細書		
8	基本金明細書 （注）会計監査人非設置学校法人（高等学校を設置するものを除く。）の場合は省略可であるが、「第1号基本金、第2号基本金、第3号基本金及び第4号基本金に未組入額がある場合」又は「第2号基本金及び第3号基本金の組入れに係る計画集計表を作成しなければならない場合」に該当するときは、作成を省略しないこと。		
9	収益事業の貸借対照表及び損益計算書 （注）本書類は、収益事業に関する会計（収益事業会計）に関する、計算書類及びその附属明細書に代わるものとして作成しなければならないものであるが、私学法の規定による収益事業の実施について、寄附行為の認可を受けているものに限ること。		

<3> 私学法監査（会計監査報告）について

その他

- 次に示す事項は、助成法監査(監査報告)と取扱いに違いはありません。
 - ✓ 提出(届出)期日に関する事項(本資料5ページ)
 - 毎会計年度終了後3月以内に提出すること。(従前は、6月30日まで)
 - 収支予算書に係る収支予算を変更したときは、変更後の収支予算書を速やかに提出すること。
 - ✓ 提出書類に関するその他事項(本資料6ページ)のうち、次に示す内容
 - 紙媒体で提出すること。
 - 計算書類の用紙は「A4サイズ」であること(事業活動収支内訳表、資金収支内訳表及び人件費支出内訳表で部門別の区分が多い場合には、この限りではない)。
- 私学法監査の進め方等については、本資料12～15ページを御覧ください。

<4> 助成法監査及び私学法監査の流れ等

法令等の考え方

- 助成法監査(監査報告)は、理事会による決算の承認が得られた後に実施することとされています。
- 一方、私学法監査(会計監査報告)は、次に示す根拠法令により理事会の前に実施することとされています。
 - ✓ 会計監査人(公認会計士等)は、会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出しなければならないこと。(私学法第86条第2項)
 - ✓ 理事会は、監査報告(会計監査報告)の内容を踏まえて承認すること。(同法第104条第3項)



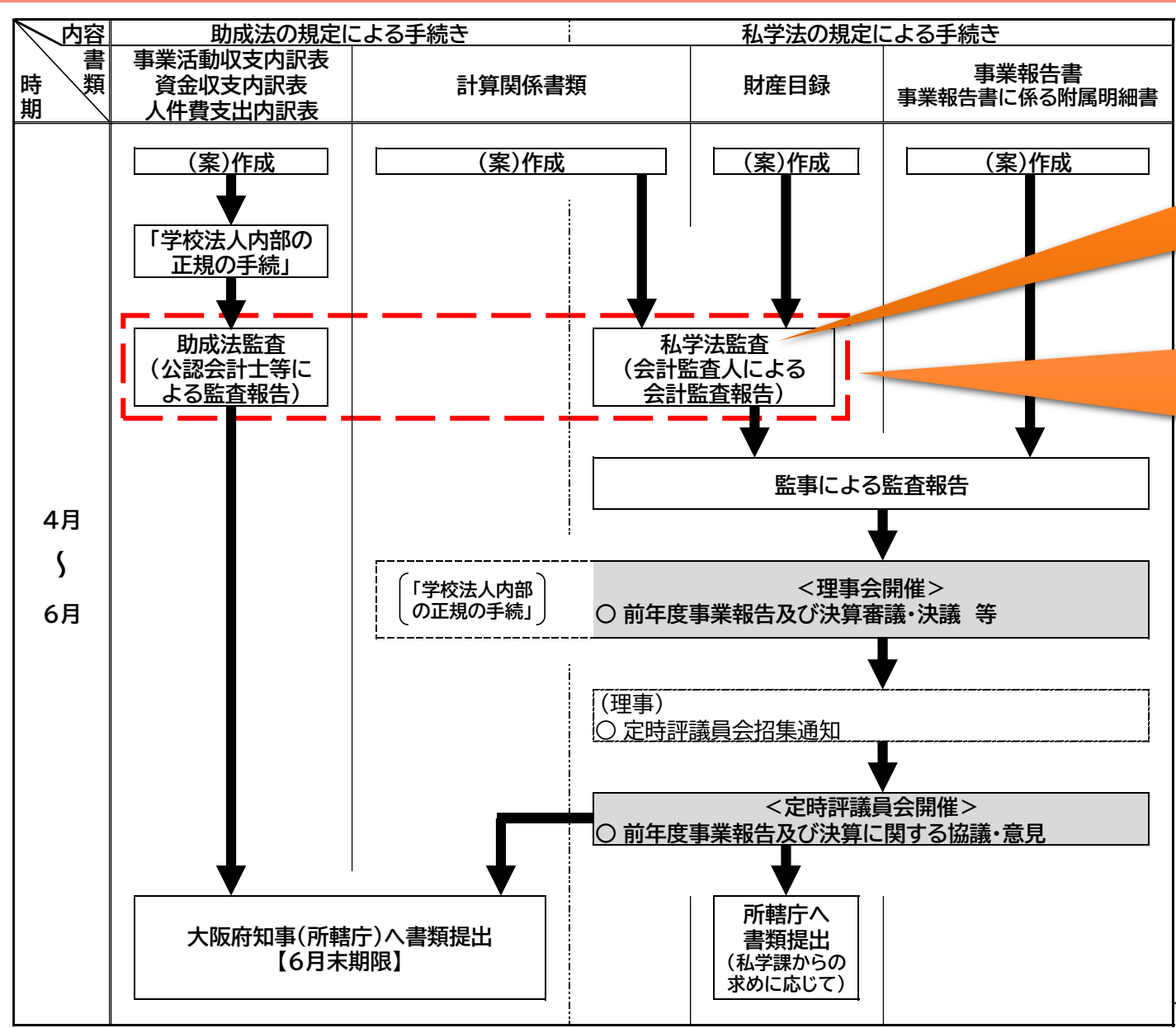
私学法監査は、会計監査人を置く学校法人のみが対象であることから、

会計監査人の設置有無（「会計監査人設置学校法人等」又は「会計監査人非設置学校法人」）により、
公認会計士等による監査の実施順序が異なります。

- 本資料13～14ページには、「会計監査人設置学校法人等」及び「会計監査人非設置学校法人」のそれぞれについて、書類ごとの手続きの流れを示しています。
- なお、通知(別紙)10～11ページには、監査報告(助成法監査)及び会計監査報告(私学法監査)の期限等も記載しています《通知(別紙)P.10～11》。

<4> 助成法監査及び私学法監査の流れ等

書類ごとの手続きの流れ(「会計監査人設置学校法人等」の場合)《通知(別紙)P.8より一部抜粋》

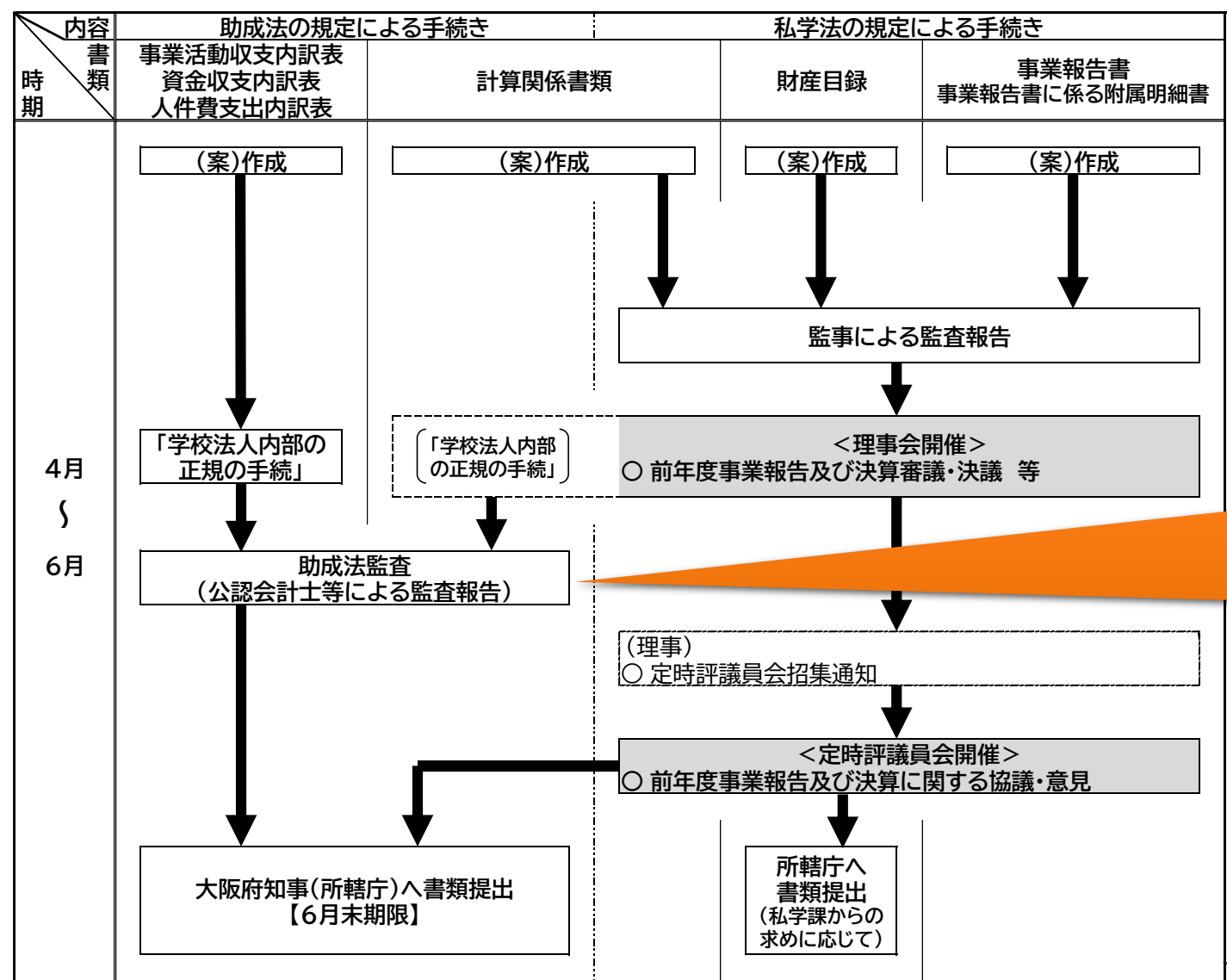


理事会開催前に、助成法監査(監査報告)及び私学法監査(会計監査報告)を実施。

助成法監査及び私学法監査を一体的に受けることが可能(ただし、監査報告(書)及び会計監査報告(書)は別個のものとして取り扱うこと)。

<4> 助成法監査及び私学法監査の流れ等

書類ごとの手続きの流れ(「会計監査人非設置学校法人」の場合)《通知(別紙)P.9より一部抜粋》



理事会開催後(承認後)に、助成法監査(監査報告)を実施。
また、人件費支出内訳表及び計算関係書類について、一体的に助成法監査を実施することが可能。

備置き・閲覧

<4> 助成法監査及び私学法監査の流れ等

助成法監査及び私学法監査の対象となる書類等《通知(別紙)P.6》

- 助成法監査(監査報告(書))及び私学法監査(会計監査報告(書))の対象とする書類を、下表のとおりとしています。

公認会計士等 (会計監査人)による 監査の対象となる書類	対象有無(対象の場合は「○」)		備考
	会計監査人 設置学校法人等	会計監査人 非設置学校法人	
計算関係書類	○ (私学法監査)	○ (助成法監査)	<p>助成法監査について、計算書類(貸借対照表及び収支計算書)のうち「活動区分資金収支計算書」及び「基本金明細書」に関して、会計監査人非設置学校法人(高等学校を設置するものを除く。)が作成を省略している場合には、当該書類は対象外。</p> <p>(注) 次のいずれかに該当する場合には、「基本金明細書」の作成を省略することができないことに注意。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 高等学校を設置していること。 ✓ 第1号基本金、第2号基本金、第3号基本金及び第4号基本金に未組入額がある場合 ✓ 第2号基本金及び第3号基本金の組入りに係る計画集計表を作成しなければならない場合
財産目録	○ (私学法監査)	—	
人件費支出内訳表	○ (助成法監査)	○ (助成法監査)	

<5> その他事項

公認会計士等の業務制限《通知(別紙)P.7》

- 学校法人に対する助成法監査(監査報告)を担う公認会計士等については、当該学校法人と公認会計士法に規定する「特定の事項についての業務の制限」(第24条及び第34条の11)に抵触していないことの確認が必要です。
- なお、同法関係条文に規定する「著しい利害関係」の有無について、日本公認会計士協会の倫理規則を参考にしてください。
- 学校法人の皆様におかれましては、本通知文は必ず、当該公認会計士等に速やかに提示してください。

その他

- (別添資料3)《通知(別紙)P.13~19》では、学校法人における公認会計士等(会計監査人)による監査対象等について記載しており、このうち私学法監査に関する参考資料として、対象の文部科学省告示及び国通知が含まれています。